

会 議 結 果 報 告 書

令和6年10月10日

会議の名称	令和6年度 第2回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和6年10月10日（木）10時00分～11時30分
開催場所	志木市役所中会議室2-1
出席委員 及び 関係機関	大貫会長、飯村副会長、渡辺委員、上田委員、竹前委員、神野委員 (計6人)
欠席委員	(計0人)
説明員	高山佳明副課長、高橋美環主任 (計2人)
議 題	(1) アンケート結果について(資料1-1、1-2、1-3) (2) 第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について (資料2) (3) その他
結 果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局職員	中村修福祉部長、的場裕行共生社会推進課長、高山佳明副課長、所主査、 高橋美環主任
署 名	(議 長) 大貫 会長 (署名人) 神野 委員

1 開会

事務局) 資料の確認

前回に引き続き㈱サーベイリサーチセンターから2名が同席する。

2 あいさつ

会長) 国際シンポジウムにて今後の成年後見制度について、日本やドイツの関係者で意見交換が行われた旨のあいさつ。

3 議 事

(1) アンケート結果について(資料1-1、1-2、1-3)

SRC) 資料1-1、1-2、1-3に基づき説明

会長) 質問等あるか。

委員) 回答者が65歳以上、75歳以上が多い。地域の支え合いの経年比較をすると、「相談し合える」、「立ち話をする程度」が増えるのではなく、「ほとんど付き合いはない」が増えており、コロナの影響なのか、より一層深刻になっている。専門職では、成年後見制度についての認知状況がそれほど良くはない。任意後見制度や市民後見人についての周知状況は進んでいない。回答者の種別と回答内容を分析し、周知するターゲットを定めるとよい。

説明員) 必要項目に合わせ、クロス集計で分析をしていく。

会長) クロス集計の結果は何か文書などが出るのか。

説明員) アンケート結果報告書に掲載する。

委員) 推測になるが、前回と今回の結果で、回答者の年齢の高齢化率が上がっている要因として、単純に回答をした人が少なく、質問項目が前回よりも少し増えたことで、若い世代が回答を避けたのではないか。

事務局) 主に地域福祉、後見、任意後見、ひきこもり、孤独・孤立感等の項目が増えているが、ナッジ理論を活用し、調査票をわかりやすくして、WEB調査も取り入れ、回答をしやすい工夫をしたところである。ただ、市民アンケートは前回より回収率が少し下った。無作為抽出で1,200人を抽出したため、偏りが少し出た可能性もあるが、実態としては高齢者の人口は増えているので、妥当な結果かとも思う。一方で専門職の調査に関しては、前回の40%前後から60%を超えた。前回、専門職調査というかたち銘打ったが、母子保健推進員や、民生委員に手厚く調査をするため、直接依頼した。

委員) 18歳未満の子どもがいる家庭が13.9%という数字が少し驚きだった。

委員) このアンケートの内容は、基本的に委託業者がある程度作成していると思うが、それに対して、修正を加えることはしているか。

事務局) 今回アンケートを行うにあたり、事務局や各課、本審議会や地域福祉推進委員会で審議した結果、今回の調査票が固まっている。

委員) 「不安や悩みごとの相談先」ということだけ書いてあるが、福祉の内容であることから、例えば、福祉に関しての相談など具体的な内容でもよいと思う。

説明員) 次回実施するときにはある程度テーマを絞ったほうが良いかと思う。今回は前回との比較ということがあったので、限定しないで生活全般で聞いたところがあった。

事務局) 継続性を図りつつも、現在確認したいこと、前回の反省も生かし、今回のこの調査に落ち着いているところがあるかと思う。計画をつくる際の質問項目は、関係課と連携しながら調整をしているので、継続していきたい。

委員) 「子どもの教育や将来のこと」という回答が前回より減っているが、これは、先ほどご指摘のあった、18歳未満のお子さんはいるかという部分が前回の2018年よりもかなり減っているというところが影響していて、特に、子どもの教育や将来のことが減ったというふうには捉えないほうがいいのではないかと感じた。

委員) 市民だけではなくて、専門職や関係者も、認知度はまだ不十分だという印象がある。啓発活動という点では、市民の方に関しては、高齢の方が多いことから、市報や社協便りを用いた広報が必要だと感じた。全体として、自分のことと感じるかどうか重要かという印象を受ける。専門職や関係者、それぞれの立場で届きやすい周知が必要。

副会長) この調査はなかなか興味深い結果がいろいろとあるので、ぜひ様々なところにこれを生かしていくと良いと思った。

市民向けの調査では、前段で渡辺委員からご指摘があった点で、13ページから、お付き合いの部分が減っているということで、15ページの項目で見ると、問12では支援について、「自分自身や地域の人たちを含めて積極的に関わるべき」を選択した人が3割はいらっしゃるということだ。「考えたことがない」方も多いが、3割の方は、非常に地域で関わるのが大事だと回答している。自身でお手伝いをした経験があるかという16ページの項目では、何が手助けだと思っているかという意識によってだいぶ中身も違ってくる。この辺りは少し念頭において、地域の状況と関わりについて考えていく必要性があると思った。

44ページ以降、成年後見制度について知っているという方が最も多いが、内容を知らないという方も3割ぐらいいて、これは結構高い数字だと思う。通常、内容は知らないが名前は聞いたことがある、というのが「知っている」に分類される。特に成年後見制度が非常に複雑で司法の部分と福祉の部分が絡んでいるので、何回説明を受けても全体像を把握するのは、特に市民の方にとっては難しいことだと思う。ここをどう説明していくのかということで、実際、任意後見とか市民後見を推進していく側からすると、一番市民に近いのではないかとと思われるところが知られていないということは、中身をもう少し伝達していくかたちの方法とか、成年後見制度だけの名称とかを広報しても、本当に必要のある方になかなか届きにくいということだと思う。市報でアピールできる分量は決まっているので、そういうかたちではない広報も考えていく必要があると思う。利用意向とかも、「わからない」とかなり正直に答えた方がいるので、大事なデータになると見受けられた。あと、専門職の中に民生・児童委員の方などが入っていて、いわゆる有給の専門職の方とは、若干色合い違うことがあるので、非常に民生・児童委員の方の活躍は大事だと思うが、ここはクロス集計とか分析をしたほう良いかと思う。67ページ以降が成年後見関係のところだが、ここでは特に、68ページ、後見の利用が必要だった理由というところで、身内などがいない、あるいは手続きが困難というところが多く挙がっているが、ここは逆に、後見人

でクリアできるところと、後見人では難しい純粋な身元保証など、そういった問題があるので、今後分析をしてどういうアプローチをしていくのかを考えたほうが良いと思う。

会長) 44 ページの成年後見について、知っている、知らない、任意後見もあるが、それを踏まえて見ると、68 ページ、先ほど飯村委員の言われた、支援している人で成年後見制度利用の方、または利用が必要と思われる方の有無に対して、回答者の約 1 割いるということ。これはかなり需要があると思っている。成年後見制度を知っている、専門職及び関係者だが、その中で、支援している人で成年後見を利用している方が 1 割がいるということはかなり意味があることだ。それが市の状況と考えると、その方をどうやって知らせていくか、正しい成年後見制度を伝えていくかということが 1 つのキーワードになると思う。69 ページ、制度の広報ということはいつもいわれることなので、これは除いて、一番多いのが、後見人支援で、極めて具体的なかたちだ。あとは親族後見の支援、次が成年後見利用支援事業の拡充ということだ。その次は、任意後見もかなり高い割合で望んでいるということがわかったので、この数字も、これから市が進めていくことの大きな足掛かり、ポイントになると思う。1 割の方が必要だと思っている。それについて、どうやって正しく育てていくかということは必要だと思っている。今回のアンケートについては、市民のいろいろな意識が反映されていたと思う。

委員) 49 ページ、「広報紙『志木社協だより』の認知状況」で、自分も社協に関わっているが、「よく読んでいる」「見出しくらいは読む」とあるが、実際にいろいろ聞くと社協自体知らない人が結構いる。だから、これは年代別にとると、かなりいろいろ参考になると思っている。

委員) 前回の実施時期も調査概要に載せておいたほうが見やすくいいのではないかと思う。

事務局) 委員からのコメントについて、全般的に広報・周知という部分がまだまだということで、前回から、市民後見人の集いや広報紙、ホームページ、講演会での普及啓発を図ってきたところだが、それでも今回の市民アンケートの部分では認知度が下がっているということは、これからという認識を持っている。任意後見に関しても、これまでの周知に合わせ、社協へも情報共有していく。

事務局) 広報周知については、市民後見人の方が実際に活動をされて、こういう効果があったというようなことを載せたり、市民後見人のつどいの活動もしているので、そういう具体的なところ、イメージしやすいところをお知らせするように今後も工夫していきたいと思う。

事務局) 来月の広報にも、市民後見人のインタビュー記事を掲載していて、市民後見人の方の活動の糧にもしてもらいたいと思うし、実際にこういう取り組みをやっているよと、同じ市民の目線でお伝えすることができれば、より伝わりやすいかというところで、記事の工夫はしている。

会長) この辺も、成年後見を利用している人が法定なのか任意なのかも知りたいところなので、クロス集計でわかれば良い。任意後見は少し重たいので、その前の見守りサービスもある。

(2) 第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について(資料2)

説明員) 資料2に基づき説明

今回の素案については、1つが志木市の第5期地域福祉計画、志木市の第2期再犯防止推進計画、もう1つが、志木市の第3期成年後見制度利用促進基本計画となるが、今回は、73ページからの第3期成年後見制度利用促進計画の部分について説明。

委員) 79ページのコラムのところは、市民の皆さんは任意後見人がよくわからないという人もいるので、紙面の関係もあるが、もう少しだけ説明があってもいいと思う。判断力がなくなってきたときどうなるかという、その任意後見監督人の申し立てをして、監督人の監督のもとにやっていくよというようなぐらいの、難しくない説明を追加できないか。

あとは81ページの施策体系のところ、基本目標1の、実行計画1-1となっているが、その後にこれの具体的内容というかたちで82ページ以降続いていくと思うが、枝番の付け方が、こちらは1-1、1-2と付いていて、もう一方は実行計画1、その主な取組として1-1、1-2、1-3というかたちに続いているので、そこは施策体系のほうの項目と揃えたほうがわかりやすいのかなと思う。

「利用者の把握と早期発見・早期支援」88ページからのところに関しては、虐待防止等々というのは、「ホッとあんしん見守りネットワーク」とは書いてあるが、地域ケア会議とかその辺りの部分に関しては、県のほうで虐待通報ダイヤルとかいうのを実施していると思うのでそれに基づいて通報対応などそういうことは4-3のほうに入ってくると思う。虐待通報に対応してということが一言あるとわかりやすい気がする。

あと、不正防止のための関係機関との連携として、94ページのところ、現状と課題のところ、親族後見人が不正防止のための施策というかたちになっている。この3-4に出てくる「認知症見守り訓練との連携」他のところでも、実行計画4-7にも出てくるが、これが具体的に不正防止とリンクする話なのかどうかがよくわからなかったところがあった。少しそこはどういう感じでつながっていくのかというのは検討すると良い。

94ページの後見人とのチーム編成による後見のサポートと書いてあるが、これも主な取組の中にチーム編成という話が出てきているのというのがあって、前にあった伴走型の話なのかと思ったが、それが主な取組の中でどこにあったのかというのはわかるようにしておいていただきたいと思う。

委員) 90ページの、主な取組の地域自立支援協議会のところ、こちらが、専門職とかこういういったものに関して、割と近い方だと、これも一応関連はするというのは、イメージが湧く気がするが、あまり関わりがない方にとっては、この上の説明と、この地域自立支援協議会の上の説明が、どう関係しているんだろうと、一般的な説明になって

いるので、後見制度に寄せた表現にするとか、つながりがわかりやすい表現にするのが良いかと思う。

副会長) 86、87 ページ、市民後見のところの 3-2 あるいは 3-3 のところは、先ほどのアンケートを生かして、一般的な広報とか周知より、市民のニーズに応じた創意工夫というようなことを入れたり、市民後見人の事例などをこれから定期的にお伝えというようなこともあったので、その辺りを少し入れたほうが良いかと思う。87 ページ 3-4 の、市民後見人の輩出について、後見人は、基本は家庭裁判所の選任事項になるので、後見人を輩出することが目的なのかといわれると、これは、微妙ではないかと思う。行政として、例えば、市民後見人の養成研修をこれだけやって何人というのは、ある意味、行政の目標値としては求められることなのかもしれないが、ご本人などを考えたときに、適正な後見人という部分で調整などやっていくということがより大切なので、市民後見人をたくさん輩出することを目標とするのは、若干、いろんな意味で目的からずれているのではないかと思った。

あと 1 点は、先ほどご指摘があったが、94、95 ページの実行計画の 3 は、不正防止のためというのが前面に出てしまうのも、若干違うのかなというのがあり、タイトルとして入れるのであれば、安心とか安全のための後見制度をどうフォローアップしていくのかをむしろ前面に出したほうが良いのではないかと思う。もちろん不正はあってはならないが、これだと、何か、不正をしている人が結構たくさんいるみたいな変な意味にとられてしまうので、どうしたら安全で安心した後見制度になるか。先ほどのアンケートにも、後見人のフォローアップは結構高い確率だと、会長のほうからご指摘があったが、こういったものをフォローアップ的なこととして施策に入れていくのがより良いのではないかと思った。

会長) 任意後見のことで、結局イメージしているのは、一人の場合に、やっぱり元気なときから見守ってほしいという要望があって、それが任意後見につながる。だから、私のイメージでは、見守りサービスで、困ったときに電話してもらったり、安否確認をしてもらえるサービスということが、第 1 段階。その需要はすごく多いと思う。それがもしかしたら任意後見といっているのかわからないが、私のイメージではそう。それも任意後見の一部かと私は思っている。そういったところで正しく活用してもらえればと思う。

79 ページ、コラムのところに保証人について書かれているが、ドイツの場合には 700 万人が利用されているということだ。日本では少ないが、ドイツでは計算の仕方が違う。なぜ 700 万人かというと、見守り契約も入っている。ドイツであれば任意後見という言葉もない。一人、独居老人の方、そういう方への見守りも含めて考えてほしい。

87 ページ、申告について、これはまさに数を増やすためにやっているわけではなくて、いかにそういった案件をキャッチして、案内するかというところが大事だと思う。利用促進調整会議を開催していて、そこで継続審議して、誰が良いのかということをやっている。本人の意向も、社協さんや地域包括が一生懸命聞いた上で、どうかたちの後見が必要か検討している。市民後見人が適切でなければ専門職になるか、あるいは複数後見もある。だから、市は利用促進調整会議にかなり取り組んでい

るので、これからつくるとしたら、どこかでそういうことを書いてほしい。この成年後見の世界では、意思決定支援といって、本人がどう望んでいるのか、どういう専門職を望んでいるかということについても、いろんなところでスクリーニングしている。実は、副会長が、「実践成年後見」でそういうことを書いていらっしゃる。利用促進調整会議で、意思決定支援の重要性を書いている。ぜひとも、考慮しなくてはならないので参考にしてほしい。

委員) 任意後見のところは、最初に将来型、即効型のような説明をして、任意後見の監督申し立てをして、監督のもとに持っていく、その後に、一人のような場合に、見守り契約や財産管理契約でそういった財産管理をしてもらいながら、判断能力が落ちたら申立をし、というかたちもあるよという表現にすると、一通りの説明も入ってくるかと思う。

会長) 社協さんの実施している。法人後見や、日常生活自立支援事業に力を入れていてもなかなか案件があがってこない。

事務局) ご指摘いただいた任意後見のところのコラムや、あとは利用促進調整会議のことに関しても少しコラム的なところでとりあげると良いか。

会長) コラムでいい。結構、こだわっていると思うので、どんなかたちで市民の皆さんからあがっている案件について、複数後見とか、市民後見人、親族後見もあるし、市民後見人と専門職の二通りがあるので、そういうのを一体的に実施している。身上考慮については市民後見でいいけれど、お金の管理は専門職がいいということで、そういったことも行う。そういうことを行ってもらうと、少し利用する方にも安心してもらえる。これは、志木市の誇れる利用促進調整会議の特徴だ。

事務局) 全体的な風潮みたいなのところも今回ご説明したが、条例の理念の反映もあるが、「自己決定を尊重し権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木」と、前回の権利と利益のところにも1つ加えている。このあたりの表現についても委員の皆さんのご意見、ご指摘をもらいながら、追加していければ良いと考えている。大貫先生、市民後見人の集いなども少し載せたほうが良いか。

会長) コラムで掲載する。

委員) 先ほどの「認知症の見守り訓練との連携」というのは内容的にどうかという話があったが、むしろ88、89ページの「利用者の把握と早期発見・早期支援」、認知症見守り訓練との連携は入れたほうが良いと思う。

事務局) 認知症見守り訓練をやっていて、そこで成年後見制度の説明も併せて行って周知を図っていることもあるので、入れられるところには入れられると良いと考えている。確かに難しいのは、後見人がついた後の不正防止につながるのかということ、神野委員のご指摘かと思うが、認知症のある方がそういう犯罪に巻き込まれないようにという取り組みなので、不正防止のところは難しいなと思っている。

委員) 先ほど指摘があったように、不正防止というタイトルを、もう少し広い概念にするという感じでいいのではないか。

会長) 次回の会議で、この完成版について確認できるのか。

事務局) 予定としては、この審議会を踏まえて庁内で検討し、今回ご指摘いただいたものの修正版を皆様にご案内し、地域福祉のほうは、パブリックコメントは12月2日を予定しているので、また委員会の結果もお知らせするが、地域福祉推進委員会のほうは11月25日に実施する予定。審議会のほうは今の予定では年明け、1月16日を予定している。その間にもう1回会議を開催するか検討したい。修正版についてはパブコメ前に皆さんにご案内し、チェックしていただく予定で考えている。

委員) 79 ページ、一番上の②は④ではないか。あと、81 ページの基本理念のところの最後、「市民とともに守る福祉の」という言葉が抜けているのではないか。あと、95 ページ、最後、ホッとあんしん見守りネットワーク会議は3－5ではないか。

事務局) 修正する。

(3) その他

事務局) 次回会議の予定について、1月16日を予定しているが、パブコメ前に素案の完成版をメールでお送りするか、地域福祉計画のように集まるか、予定をお伺いしたい。10月18日金曜までに気になる点があれば言ってもらえれば、その修正は反映する方向で進めたい。11月1日に庁内会議で修正したものを、皆様に11月上旬にメールでご案内する予定である。

会長) 1月16日予定の審議会に参加不可の委員が複数いるため、次回審議会は1月17日午前10時からに変更する。

事務局) 次の会議は1月17日ということで、資料はメールでご案内する。改めて会場についてもご案内する。

4 閉会

以上